

知的障害者療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

知的障害者療育手帳交付規則の一部を改正する規則

知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(療育手帳の交付の対象) 第2条 療育手帳は、次に掲げる者について本人又はその保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。）に交付するものとする。 (1)・(2) [略] (療育手帳の記載事項及び様式) 第3条 [略] <u>2 療育手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。</u> (交付の申請) 第4条 療育手帳の交付を受けようとする者は、療育手帳交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。 (記載事項の変更) 第7条 療育手帳所持者は、療育手帳に記載されている氏名又は住所に変更が生じたときは、当該変更の日から30日以内に、療育手帳記載事項変更届（様式第3号）に療育手帳を添えて市の区域内に居住する者にあっては当該市の福祉事務所の長（以下「市福祉事務所長」という。）に、町村の区域内に居住する者にあっては当該町村の長（以下「町村長」という。）に提出しなければならない。 2 [略] (手帳の亡失等) 第8条 療育手帳所持者は、療育手帳を亡失し、若しくはき損し、又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときは、療育手帳再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。この場合において、き損し、又は記載欄に余白がなくなったときは、当該申請書に当該療育手帳を添えて提出しなければならない。 2 [略] (療育手帳の返還等) 第10条 療育手帳所持者は、当該療育手帳に係る知的障害者が死亡し、その他療育手帳を必要としなくなったときは、速やかに当該療育手帳を添えて、療育手帳返還届（様式第5号）	(療育手帳の交付の対象) 第2条 療育手帳（様式）は、次に掲げる者について本人又はその保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。）に交付するものとする。 (1)・(2) [略] (療育手帳の記載事項) 第3条 [略] (交付の申請) 第4条 療育手帳の交付を受けようとする者は、別に定める様式による療育手帳交付申請書を知事に提出しなければならない。 (記載事項の変更) 第7条 療育手帳所持者は、療育手帳に記載されている氏名又は住所に変更が生じたときは、当該変更の日から30日以内に、別に定める様式による療育手帳記載事項変更届に療育手帳を添えて市の区域内に居住する者にあっては当該市の福祉事務所の長（以下「市福祉事務所長」という。）に、町村の区域内に居住する者にあっては当該町村の長（以下「町村長」という。）に提出しなければならない。 2 [略] (手帳の亡失等) 第8条 療育手帳所持者は、療育手帳を亡失し、若しくはき損し、又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときは、別に定める様式による療育手帳再交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、き損し、又は記載欄に余白がなくなったときは、当該申請書に当該療育手帳を添えて提出しなければならない。 2 [略] (療育手帳の返還等) 第10条 療育手帳所持者は、当該療育手帳に係る知的障害者が死亡し、その他療育手帳を必要としなくなったときは、速やかに当該療育手帳を添えて、別に定める様式による療育手帳

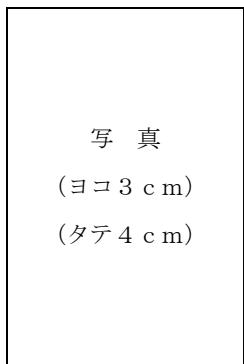
を知事に提出しなければならない。この場合において、知的障害者が療育手帳所持者であって当該知的障害者が死亡したときは、当該知的障害者の親族又は同居の縁故者が提出しなければならない。	返還届を知事に提出しなければならない。この場合において、知的障害者が療育手帳所持者であって当該知的障害者が死亡したときは、当該知的障害者の親族又は同居の縁故者が提出しなければならない。
2・3 [略]	2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を様式とし、様式を次のように改める。

様式（第2条関係）

療 育 手 帳



写 真
(ヨコ3cm)
(タテ4cm)

旅客鉄道
株式会社 第 種
旅客運賃
減額

岩手県第 号
年 月 日交 付
(氏名)
年 月 日生

岩 手 県 印

性別		本 人 住 所	電話番号	
			電話番号	
保 護 者 欄	氏 名			続 柄
	住 所	電話番号		
		電話番号		

予備欄

合 併 障 害

判 定 の 記 録			
障害の程度 (総合判定)		判定日	
		次回判定	
判定機関			

障害の程度 (総合判定)		合 併 障 害	
		判 定 日	

	次回判定	
判定機関		

障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	判 定 日	
	次回判定	
判定機関		

注意事項	
1	この手帳は、なくさないように大切にお持ちください。
2	相談所や病院、市福祉事務所や町村役場などへ相談や治療に行かれるときは必ずお持ちになり、その記録をもらってください。
3	手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに市福祉事務所又は町村役場へ届け出してください。
4	保護者の記録欄には、本人の健康、生活の面での気づきになった点を書き留めておいてください。
5	この手帳の判定欄の「A」及び「B」の記号は、障がいの程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。
6	電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中も必ずこの手帳をお持ちください。
7	手帳が使えなくなる場合がありますので、判定の記録欄に記載された「次回判定」の年月までに、次の機関で判定を受けてください。
18歳未満の方→	児童相談所又は岩手県福祉総合相談センター児童女性部
18歳以上の方→	岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部

様式第2号から様式第5号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の知的障害者療育手帳交付規則の規定により交付されている療育手帳は、この規則による改正後の知的障害者療育手帳交付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付されている療育手帳とみなす。
- 3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。